

議案第56号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和54年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「者」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。第6条第6号において同じ。）」を加え、「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第6条の見出し中「登録事項」を「登録事項等」に改め、同条第6号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改め、同条に次の1項を加える。

2 印鑑登録原票は、規則で定める方法により管理するものとし、磁気ディスク（これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第18条において同じ。）をもって調製するものとする。この場合において、市長は、可視台帳（印鑑登録原票と別に印影を紙に押下して作成した台帳をいう。同条において同じ。）を作成し、及び保管することができる。

第6条の2を削る。

第7条中「前2条」を「前条」に改める。

第11条中「第6条各号」を「第6条第1項各号」に改める。

第16条第2項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第18条中「（印鑑登録原票）」を「（可視台帳）」に、「第6条第3号から」を「第6条第1項第3号から」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

小田原市長 加藤 憲 一

(理由)

出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されること等に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。